

監査公告第6号

定期監査結果に基づき加賀市長が講じた措置の公表

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定による定期監査の結果に基づき講じた措置について、加賀市長から報告がありましたので同条第14項の規定によりその内容を別紙のとおり公表します。

令和2年6月25日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 林 茂信

消防本部定期監査結果にかかる措置報告

監査結果（抜粋）

監査意見

- ・ 防火水槽の整備計画について、次のとおり意見を付す。

防火水槽の整備計画については、最も懸念される老朽化対策だけでなく、耐震化や小規模施設の対応、国の支援制度の有効活用などを視野に入れ、中長期の計画を策定されるよう努められたい。

対 応

既存の地下に埋設された防火水槽は鉄筋コンクリート製であり、一般的な耐用年数の 50 年を経過したものが現在 70 基以上あります。これらは、耐震性を有しておらず、直下型地震が発生した場合等に破損する可能性があり、消火水の確保が困難になることが予想されます。

これらの防火水槽の対策として、設置年が古く、基準容量を満たさない、道路に埋設された防火水槽等を最優先に、整備手法や周囲の消防水利の状況を勘案した整備基本計画を年度内に取りまとめ、国県等の支援制度を財源に活用した財政負担をはじめ、整備候補地や代替地等について市関係部局と調整を図ることで、早急な整備実施に努めてまいります。